

労働総研 ニュース

No.375

2021年6月号

発 行 労働運動総合研究所（略称：労働総研） <http://www.yuiyuidori.net/soken/>
〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 メゾン平河町501
☎(03)3230-0441 Fax(03)3230-0442 Eメール rodo-soken@nifty.com

米アマゾン労組結成の運動と今後の展望

岡田 則男

米国では、世界最大のインターネット通販企業アマゾンの、アラバマ州ベッセマーにある配送センターの倉庫労働者の、労働組合結成をめざすたたかいが大きな注目を集めた。3月から4月にかけて、労働組合を結成するかどうかをめぐっておこなわれた職場労働者による投票では、反対票が圧倒的多数で、実現しなかった。同時に、この時期、米国では、1月に発足したバイデン政権のもとで、労働者の団結権を実現しやすくする法案（PRO Act）が連邦議会の下院を通過し、上院の審議に移り、少し明るい展望が生まれた。そこで、アマゾン労働者のこのたたかいがどういうものであるのか、なぜ労働者は「敗れた」のか、また、米国の労働者のたたかい、労働組合運動にとって、どのような意義を持っているのかについて、のべてみようと思う。

巨大グローバル企業アマゾン

アマゾンが巨大グローバル企業であることは、あらためて説明するまでもない。スマートフォ

ン、PCでワン・クリックするだけで、あらゆる種類の商品が買える、また、配達してもらえるということで、世界中で身近な名前になった。米国では全世帯の6割がアマゾン・プライム・ビデオを利用しているという。書籍から衣服、食品にいたるまでさまざまな種類の商品をオンラインで注文、支払いができるので、日本でも利用者が増えている。とくに新型コロナウィルス感染の拡大で、通販事業が大きな伸びを見せるなか、ますます肥え太っている数少ない巨大企業である。2021年の第1四半期には81億ドル（8,700億円）というかつてない大きな利益を上げた。前年同期の25億ドル（2,700億円）とくらべて3倍以上である。世界最大の物流企業の一つでもあるアマゾンは、労働組合を弱め、労働基準を低下させることに注力している。最近、とりわけその世界各地の配送センターの倉庫で働く労働者が過酷な勤務条件に耐えなければならないだけでなく、労働者的人権侵害、団結権への攻撃とのきびしいたたかいに直面していることが報道されるようになった。

労働者の酷使

アマゾンの配送センターで労働者がどんなに

目

次

米アマゾン労組結成の運動と今後の展開	岡田 則男	1
常任理事会報告他		7

劣悪な労働条件で働くされているか、英BBC日本版がその一端を伝えた（4月5日）。アマゾンが米国で「配送ドライバーがプラスチックボトルに排尿せざるを得ない場合があると認めた」という内容である。マーク・ポカーン下院議員（民主党、ウィスコンシン州）が、アマゾンでは「労働者に飲料ボトルに排尿」させているとツイッターに投稿した。これに対しアマゾンは、「もしそれが本当なら、誰ひとり私たちのために働くないだろう」と反論した。だが、その後、複数の報道機関が、多くのアマゾン従業員が仕事中にプラスチックボトルに排尿をするしかない状況に置かれていることを認めたと報じた。従業員らは配送センターのスタッフと配送ドライバーの両方の過酷な労働慣行についても証言した。米オンラインメディア「ザ・インターセプト」(The Intercept) も、アマゾンの幹部がこのような事態を認識していたことを示唆する内部文書を入手したとしている。

アラバマ州ベッセマー配送センターの労働者は、アフリカ系アメリカ人が圧倒的に多い。会社は、労働者の一挙手一投足を追跡して作業のスピードと正確さをチェックするために、携帯端末を着用させている。「恐怖の支配体制」といわれる。プレッシャーをかけられながら作業する労働者は、トイレ休憩をとらず、ペットボトルに小便をしているほどだというのである。ベッセマーの配送センターの倉庫は5,000人余りが働く非常に大きな職場で、コロナ禍にあって「エッセンシャルワーカー」的存在となっている。

アマゾンでは、欧州の施設の多くで労働組合が作られている。イタリアやドイツ、インドなどではストライキ闘争も起きている。だが米国内では、労組組織化の運動が厳しい攻撃にさらされ、労組結成の試みはほとんど潰されてきた。そんななか、今回アラバマ州ベッセマーのアマ

ゾン配送センター労働者のたたかいは、マスメディアもかつてなく注目したのである。ただ、日本を含む商業メディアは、「労組結成は失敗した」、「労働者側は負けた」という話で報道は終わってしまっているのが残念である。あとで述べるように、実は、このたたかいはまだ決着がついていないのである。

労働組合を！

米国では、どこの職場でも、労働者が団結権を勝ち取ることは至難の業である。全米労働関係法 (National Labor Relations Act) は、排他的交渉単位制度を採用していて、労働組合結成というのは、この排他的交渉代表者(exclusive bargaining representatives) を決める(選ぶ)ことを意味する。今回、ベッセマーのアマゾン配送センターでは、「小売り・卸売り・百貨店組合」(RWDSU) が排他的交渉単位の名乗りを上げ、職場の従業員による投票で決めることになった。これを「組合選挙」(union election) と呼んでいる。選挙は全米労働関係委員会 (NLRB) によって執り行われる。実際に選挙にもちこむには、まずその職場（交渉単位）の労働者の30人以上の署名を集めて、NLRB管理下の選挙で、過半数の賛成票が得られればRWDSU加盟の組合結成ということになるのだった。

＜アマゾン経営側の選挙干渉・妨害＞

選挙の投票は、郵送で数週間かけておこなわれた。開票の結果はRWDSUの労働組合結成に賛成738票、反対1,798票であった。投票率は5割に満たなかった。この選挙結果についてRWDSUは、会社側が勝利したのは、投票までの2か月のあいだに、何百万ドルもの資金を使って労働者にたいして嫌がらせや脅迫などして選挙干渉をおこなった結果だと、NLRBに異議を申し立て、選挙が正しく行われたのかを検証するよう要求

した。反労働組合キャンペーンでアマゾンが労働関係法違反があったことを明らかにするためにRWDSUが要求したNLRBの聴聞会が5月17日に開かれた。そのなかでアマゾンによる選挙干渉とされる行動が明らかにされた。

もっとも大きな問題としてRWDSUが指摘したのは、労働組合結成に向けた選挙の郵便投票に先立って、アマゾンがベッセマー配達センターの施設の外側に郵便公社(USPS)のメールボックスを設置するよう要求したことだった。すでに投票期間中、一部メディアが、アマゾンのCEOデーブ・クラーク氏が、倉庫の外に臨時のメールボックスを設置するようUSPS(米郵便公社)に要求したと報じていた。5月17日の聴聞会で、それを裏付ける一通のeメールが紹介された。それは、1月にアマゾンの専務役員ベッキー・ムーア氏がUSPS担当者にあてたもので、「これ(メールボックス設置の件)、どうなっているか教えてほしい」。民間の会社などの要請で、その敷地内にメールボックスを設置するなど前代未聞だと、USPSでアマゾンなど大きな会社のアカウントを担当する人が、聴聞会で証言した。実際には、USPSは設置を拒否したが、アマゾンは、メールボックスを勝手に敷地内に移動させたとのことである。アマゾンが労働者の投票動向を監視するためであった。聴聞会で、一人の倉庫労働者が証言して「私は、2人の警備員がメールボックスに近づき、鍵を使って開けるのを見た」とのべた。組合結成の選挙を監視することは法律で禁じられている。RWDSUは、このようなメールボックスの設置によって、アマゾンは選挙を管理しているかのような印象を与えたと主張。これにたいしてアマゾンは「投票を促進するためだった」と言い訳をした。

RWDSUが異議を申し立てたのはこの件だけではない。選挙に先立って3月に行われた連邦

議会上院の予算委員会でアマゾン労働者(ジェニファ・ペイツ)が証言して、アマゾンの反労組キャンペーンはストーキングのようなもので、労働者は、会社の反労組メッセージにいつもつきまとわれているとのべた。トイレで腰かけているときでも、そこに反労組のチラシが貼つてあるという。労組をつくらせないために高いカネを払って雇った法律事務所、モーガン・ルイスに加えて、アマゾンは3つの反労働組合コンサルタント会社に数百万ドルを使って、ベッセマー従業員に労組結成を支持しないよう働きかけをしたというのである。ただし、反労組コンサルタントの利用についての報告義務がほとんどないため、アマゾンがいくら金を使ったか、確かめようがないとのことである。

いくつかの労働者の証言を整理してみると――

アマゾンは、ベッセマーで、コンサルタントがおこなう1時間におよぶ反労組の講習会を「研修会」と称して開き、労働者をくりかえし強制的に参加させた。そこで参加者が異を唱えたりすればIDバッジの写真を撮られ、「研修会」からつまみだされるのだった。こういう行為は違法とされている。

労働者は1対1の反労組会議の話を聞くことを義務付けられ、職場施設内ではどこでも反労組ポスターに囲まれ、施設を歩く反労組の「人間廣告塔」もあった。また、労働者には、RWDSUを攻撃する電子メールが1日に何度も送られてきた。仕事を離れているときでもアマゾンの反労組メッセージから逃れることができなかつた。それらのメッセージは、従業員を雇い、首にし、昇格させ、配置転換させ、休暇の是非をきめることなどができる経営者側からの、誤った情報にもとづいたものだった。

アマゾンの反労組キャンペーンは、職場とともにSNSでも広がっていた。会社はRWDSUの

スチュアート・アップルbaum議長や労働組合支持の労働者について肯定的に発言をしていた政治家を攻撃するツイートを投稿していた。さらに、ツイッター社がそれを無効にするまで、悪意ある労働組合攻撃のツイートがおこなわれ、拡散されていった。反労組広告もアマゾン所有のTwitchで広められた。

アマゾン（ベッセマーで最大の雇い主）は、労組のオルグが、倉庫から出てくる労働者にかかわらないようにするためにと、町に、道路の停止信号を変更させて配送センターの敷地に入りにくくしたという、ウソのような話もある。

＜なぜ反対票を投じたのか＞

ベッセマーの配送センターでは、選挙の結果、投票権をもつ労働者の30%しか労組RWDSUを支持しなかったわけで、会社側が思い通りの大きな勝利を得たということになる。しかし、反対票を投じた人々は、多くが労働組合そのものに反対するというのではなく、雇用が維持されるか不安、組合費が心配、組合が結成されれば、会社は配送センターを閉鎖するのではないかなどを理由にあげている。選挙で投票したのは、従業員5,867人のうち2,536人だけだった

RWDSUは、NLRBへの異議申し立てで、アマゾンは混乱、強制、報復の恐れをつくりだし、選挙で従業員の選択の自由を妨害した、選挙に勝つために「混乱、強制、あるいは報復への恐怖心をつくりだした」と主張。その中身は、たとえば、監視カメラを従業員の駐車場に取り付けて、従業員が投票で会社が設置したメールボックスを使ったかどうかを記録していた、もし労組と協約を結ぶようなことになつたら、配送センターは閉鎖するなどと従業員を脅した、労組に加入したらレイオフとの警告をした、労組支持者にたいしては組合承認カードを配布したとして雇止めにした、従業員や労組オルグを監

視するために警察官をやとってパトロールさせたなどである。

こうしたRWDSUの指摘を、NLRBがどう受け止め、判断するのかが、注目されるところである。

一方で、アマゾンは、ニューヨーク・スタテン島にある配送センターで、新たな独立した組合を結成しようという動きをつぶしにかかっている。スタテン島では、敗北に終わったベッセマーの組合選挙のあと、尻込みするどころか、組合結成を目指す新たな運動の開始を宣言したのである。ベッセマーが既存のRWDSUと結んで組合結成をめざしたのにたいし、自らのグループをアマゾン労働組合（Amazon Labor Union）と名乗り、独立した労組となることをめざし、かつてアマゾンの労働者だったが、労働条件の改善を要求して抗議行動を組織したことで3月に解雇されたクリス・スマールズ氏が立ち上げた「エッセンシャルワーカー会議」と協力することを明らかにしている。RWDSUの失敗から教訓を学びたいとしている。

こうした動きを察して、アマゾンは早くも反労組の攻撃を開始している。2月にスタテン島の労働者デリック・パーマー氏は会社から、有害物質の取り扱いについての講習を受けるようにと指示されて出席した。ところが、そこで見せられたビデオは、アマゾンのビジネス行動規範と倫理についてのビデオで、その中身は、SNS上で労働者の安全の問題などを議論してはいけない、などという内容だったと話す。（「ビジネス・インサイダー」2021年4月20日）。同時に、4月28日に、従業員の賃上げなるものを発表し、メディアも大々的にとりあげた。賃上げの対象は約5万人で、上げ幅は時給50セントから3ドルとなっている。コロナ禍で、アマゾンが急速に売り上げ、利潤を伸ばしている中、同時に業界の人手獲得競争も激しくなっているなかでの

「賃上げ」発表だった。

ベッセマーのたたかいとPRO Act

米国の労使関係を規定した1935年の法律、「全国労働関係法」(National Labor Relations Act)は、労働者が経営者からの報復をおそれることなく団結する権利を保護している。アマゾンがベッセマーの配送センターの組合選挙でとった反労組戦術のほとんどは、形の上では法律に抵触するものではなかったかもしれないが、巨額の資金を投じて、「従業員の敵は会社ではなく、労働組合だ」と信じ込ませるため、ウソ情報を垂れ流し、従業員を怖がらせる戦術をとったことが批判されているのである。

1月にバイデン政権が発足し、また、民主党が米連邦議会の上下両院で多数を獲得するという新しい力関係になったこともあって、労働者が労働組合を結成し、みずから利益を守る活動する権利を保障する「団結権保護法」(Protect the Right to Organize、PRO Act)が2月4日、米議会上下両院に提出された。第二次世界大戦以来最大の労働法改革の法案として、期待が高まっている。2020年に同じ趣旨の法案が下院で通過したが、共和党多数の上院で否決された。今回、3月9日に下院がPRO Act法案を可決して上院の結論をまっている。

いま、PRO Actが法律になっていたら、アマゾンが全国でつかっている組合つぶし戦術のいくつかは、間違いなく違法になる——ワーキングファミリーズパーティ(Working Families Party、アフリカ系アメリカ人のメンバーが多数を占める組織)事務局長のモーリス・ミッチャエル氏はこう断言している(Truthout)。

同法案は、大統領が積極的に支持を表明しており、ギグワーカーなどの労働組合結成や労組活動を促進し、生活水準向上を目指すものとし

ても注目されている。

PRO Act法案は以下のようない改革を含む。
一違法に組合つぶしをしようとする経営者にたいして罰金を課す
一労組結成を目指して運動に参加したことで不当に解雇された労働者の保護を強化する
一雇用主が団体協約を破ったとき労働者は司法に訴えることができる
一労働組合の結成を容易にし、確実に協約を結べるようにする
一ストライキ、ボイコットに関連した労働者の権利を強化する
一多くの州で作られてきた反労組の「働く権利」法より優先する
一Uberのような企業が個人契約を使って労働組合をつくらせないようにするのを難しくする
法案には、ストライキを行った従業員の解雇禁止など、労働者保護の立場を強く打ち出した条項が並ぶ。とくに注目を集めているのが「ABCテスト」と呼ばれる項目だ。労働者が独立した自営業者か、あるいは従業員かをきめるうえでの指針である。労組結成を望むライドシェアの運転手や宅配配達員などの「請負業者」を「従業員」に再分類することで、ギグワーカーの労組結成や交渉を可能にするのが狙いだという。ギグエコノミー企業が労働者を「請負業者」だと主張するには、「業務遂行に關し、管理・指示下に置いていないこと」など、3要件を満たす必要がある。米イリノイ大学ロースクールのマイケル・リロイ教授などは、ライドシェアの運転手などが要件を満たさないのは確実だといい、これには、米ウーバー・テクノロジーズや料理宅配企業などが猛反発している。

もう一つ注目される点は、PRO Actが、全米の多くの州にある「労働権法」—労働組合に入らないで、組合費もはらわなくてもよいという、

いわば反労働組合法ーと真逆の方向であることだ。アラバマ州は「労働権法」を導入した27の州のひとつである。「労働権」法というと、仕事に就く権利を保障する法律であるかのように聞こえるが、そうではない。労働者を混乱させるために意図的にそういう名称にしてある。要するに労働組合の財政を弱めるために、非組合員の労働者に組合費を払わせることを違法としたもので、米商工会議所が何年もかけて推進してきた。しかし、こうした反労組の攻撃のおかげで、労働組合に加入する労働者は数が少なくなっているが、労働協約があり、団体交渉ができるので、非組合員の労働者よりもはるかにいい賃金をとっている、というのが現実である。

何年もの間、米国のはほぼすべての労働団体は民主党を無条件に支持してきた。しかし労組組織率が急速に低下して、2020年には10%をわずかに超える程度で、米最大の労働組合ナショナルセンターであるAFL-CIOもかつてのような政治的影響力はほとんどないまま、富と所得の格差が増大してきたのが現実である。民主党は、PRO Actを支持・推進することで、また、これを全力で実現することで、ほんとうに組織された労働者の味方といえるようになるかもしれない。AFL-CIOのリチャード・トラムカ議長は、「この国の格差をなくしたいと思うなら、賃金、富の格差をなくしたければ、力の機会と不平等をなくしたければ、PRO Actを成立させることは絶対に必要なことだ」と、PRO Actが「大転換」になるとの期待をにじませている。かつての、資本主義体制擁護・反共主義、民主党支持の二大政党の一つから、大きな脱皮といえるかもしれない。バイデン大統領も、アラバマのアマゾン労働者の労働組合結成の取り組みを公然と支持表明し、議会での施政方針演説ではPRO Actの可決を呼び掛けた。同じ議会演説で

「トリクルグウン経済は決してうまくいかなかつた」という事実を認めたことも注目される。

この法案をめぐっては、これまで、民主党の議員は1人を除いて全員が法案に賛成したので、期待が持てる。反対したのはテキサス選出の下院議員ヘンリー・クエラー。テキサス州の労働権法を支持し、証拠も示さずPRO Actは何千もの雇用を奪うという共和党の主張に同調して反対票を投じた。

ミッケル氏はこう説明する。「われわれは変革を実現する限られた可能性がある。それが議題にのぼっていて多くの人が賛成した。次の中間選挙（2022年）までの2年間はホワイトハウスも議会両院も民主党多数だ、下院がPRO Actを可決し、ホワイトハウスが全面的に支持している。あとは、最も非民主的な米上院の通過だ。」

上院ではこれまで45人の民主党議員と2人の無所属議員が法案賛成を表明している。この中には反対から支持に転換したウェストバージニアのジョー・マンチンが含まれている。あと民主党の3議員が反対している。ワーキングファミリーズパーティなどの革新的グループが上院に強く働きかけて、通過を目指している。政治を中心とするニュースメディアのポリティコ（POLITICO）によれば、「労組のリーダーたちは、上院の民主党の選挙キャンペーン担当に電話をかけ、法案に賛成しないと、次の選挙で民主党候補者を支援しない」と通告したことである。

民主党多数の下院を3月に通過し、バイデン大統領の支持表明もあったPRO Actは、議会を通過すれば米国の労働法の抜本的改革となることは間違いない。最近ベッセマーで見られたような、民間部門の雇用主による卑劣な反労組戦術を阻止する画期的な法案である。一時は50人の上院の民主党議員のうち5人が反対を表明し

た。しかし5月になって、草の根からの強い圧力を受けて、2人（ウェストバージニア州のジョー・マンチン、メイン州のアンガス・キング）が共同提案者に変わった。DSA（アメリカ民主的社会主义者）という革新的団体が組織した大規模な電話作戦によるところが大きかったといわれている。

米国では、労働者が団結権の保障を求め、ベッセマーのように組合選挙を行って労働組合を結成するのだが、圧倒的に多くの場合、使用者側が同意しなかったり、従業員に選挙を承認する署名をさせないよう妨害するため、選挙実施までこぎつけるのは極めて少ない。そのため、組合結成の動きにたいする一般の関心は低く、メ

ディアもほとんど注目しない。しかし今回、アマゾンのベッセマー配送センター労働者の団結権実現をめざすとりくみと投票については、メディアの注目度はかつてなく高かった。それは、このアマゾンの職場で労組結成が成功すれば、小売り、配送業界に大きな影響を与えるからである。

今回の投票では労働組合が敗れたが、まだ、NLRBの最終的な結論が出ていない。今後、労働組合を結成する権利を守る法律を制定させるための議論と運動が全国的に加速していることに注目したいと思う。

(おかだ のりお。ジャーナリスト、労働総研理事)

2020～21年度第3回常任理事会報告

労働総研2020～21年度第3回常任理事会は、2021年4月24日午後1時30分～3時30分、松丸和夫代表理事の司会で、Zoomによるオンラインで開催された。

1. 報告事項

前回常任理事会以降の研究活動や企画委員会・事務局活動などが斎藤力事務局次長より報告され、承認された。

2. 協議事項

(1) 研究所プロジェクト（若者調査）について、アンケート調査の結果分析について、また、その報告は『労働総研クオータリー』への掲載や、全国研究交流会にて行うこと、次に、現在行われている聞き取り調査についての実施状況についてなど、村上英吾常任理事、および事務局次長より報告され、討論の上、承認された。

(2) 労働総研の法人化（一般社団法人化）について、藤田実事務局長より、労働総研の一般社団

法人化に向けた議論を早急に進め、臨時総会を開催し、現在の「権利能力なき社団」から一般社団法人に移行する、そのために、常任理事会の承認を受け次第、専門家のアドバイスを得る、との提案が行われた。昨年の定例総会議案には、労働総研の一般社団法人化についての記述はないが、「研究部会体制の再検討に関する検討チーム」での検討および労働総研事務所がかかえる問題などをふまえ、一般社団法人化に向けた作業を急ぐ、との説明があった。討議の結果、提案について承認された。

(3) 労働総研事務所（メゾン平河町）をめぐる状況について事務局次長より報告され、引き続き検討していくこととした。

(4) 全国研究交流会の開催に向けて、内容は若者調査の分析結果報告と討論とすること、その他日程などについて、事務局長より提案され、承認された。

研究部会報告

・賃金・最賃問題研究部会（3月8日・4月12日）

3月のテーマは「最低賃金と雇用・生産性」、報告者は小越洋之助氏、山縣宏寿氏。この研究会は①全労連の最賃学習会に講師としてよばれた山縣氏の予備報告として行われた。山縣氏はアメリカにおける最賃の議論、特に最賃の引上げが雇用を失うか、という議論について、アメリカ研究者の主張を整理し、失業を増やすという新自由主義者たちを批判して、逆に雇用を改善するという主張を支持し、山縣氏自身の見解を提示した。これについては部会メンバーからは、研究者向けの報告であり、一般の労働者向けに修正すべき等の意見が出された。②小越報告では、1)成長戦略会議の議員になったD.アトキンソンについての見解を批判的に報告したこと、2)一律最賃制を実施しているフランス、ドイツ、イギリス、アメリカ、韓国の現状について、最賃額、賃金構造における位置、最賃決定機構について、主としてJILPT（労働政策・研修機構）の最新の資料により報告があった。（追記・3月25日に衆議院議員会館にて、全労連主催の学習会講師に山縣氏が参加した。<https://www.youtube.com/watch?v=F3zH2en3GoI>にて視聴できる。）

4月のテーマは「Fight For\$15と米国の最低賃金」、報告者は名取学氏（全労連事務局）。報告では「米国経済計画」において「週40時間働く人は貧困線以下で生活すべきではない」（バイデン大統領）とし、連邦最賃を15ドルに引上げる方針とした経過を述べ、1/26民主党議員提出「賃金引上げ法案」、2/27下院可決。3/6上院通過が難しいとの判断から米国救済法案からは削除。運動の側はこの法案の成立を引き続き求めている。その15ドルに引き上げるべき理由、（黒人31%、ヒスパニック系26%、白人20%の賃上げに運動、エッセンシャルワーカーの1900万人労働者の賃上げの繋がる）改定の効果、研究機関などの調査も引用し、それが単身のフルタイム労働者でも生計費をカバーするには必要だとする。アメリカの最賃法案を検討する意義は、①それが時給

15ドル（日本円で時給1600円）に相当し、これまでの連邦法の7.25ドルを大幅に引上げるものであること②しかも連邦法において確定するならば、当然全国一律であり、その影響は格段に大きい③アメリカの運動体Fight For\$15の今後の行動、連邦議会でのサンダースなど進歩的議員の役割はますます重要となり、これまでの自治体などの条例制定運動と連動し、これを超える可能性をはらむものである。なお、アメリカでのこの法案の実現となれば、先進国への波及効果、特に日本において巨大な地域格差を放置し、しかも最賃では生活できないという貧困最賃への改革へのインパクトも発生する可能性がある。

・女性労働研究部会（3月25日）

「女性労働者の実態と全労連女性部のとりくみ」について大西玲子さんが報告した。「女性活用政策」として「多様な働き方」が推進され、非正規が女性労働者の6割を占め、女性全体の賃金は男性の5割、非正規の女性は男性の27%にすぎず、自立して生活できない。女性差別は男性の雇用も劣化させてきた。雇用におけるジェンダー平等実現に向けて、性別役割分担、労働政策や税・社会保障制度のあり方、森発言に見られるようなかつての「家制度」を背景にした女性蔑視・女性差別とそれを許さない女性たちの反撃、労働運動における意思決定機関への女性の参加、女性部の重要性、コロナ禍での女性の実態とオンラインなども活用した女性部活動の活性化などが論議された。

5月の研究活動

5月8日 雇用問題研究会

10日 労働運動史研究部会

24日 労働組合研究部会

5月の事務局日誌

5月21日 研究部会体制の再検討に関する検討チーム

24日 労働法制中連事務局団体会議

30日 自治体問題研究所総会へメッセージ